

伝統産業に携わる職人の皆様の
”ものづくり”を支援します！！

令和2年度補正予算

京都市伝統産業つくり手支援事業補助金

補助金額

団体向け 上限 **100万円**
個人・グループ向け 上限 **40万円**

補助率

9/10
以内

- ▶ 伝統産業の技術を用いて、新たに製造する商品・素材等に係る経費が対象です！
- ▶ 原材料費、製作・改良・加工料、技能の承継者等の技術料（個人・グループ向けのみ）等などさらに・・・
- ▶ 制作された商品に対する支援として、京もの専門店「みやび」や素材マッチングの場への出展サポート等、販路開拓支援も併せて実施します。

それぞれ、以下に該当する方

補助対象者

団体向け：京都市指定伝統産業の製造に従事する者により組織された団体
個人・グループ向け：京都市指定伝統産業の製造に従事する方及び京都市指定伝統産業の製造に従事する方を含むグループ

補助対象事業

新型コロナウイルス感染症からの需要回復期の販路拡大を目指して取り組む新商品等開発事業（新たに製造する商品・素材等）

補助対象の 事業期間

令和2年6月3日～令和2年12月31日に開始し、完了する事業

受付期間

令和2年**6月3日**(水)～令和2年**6月23日**(火)
※ 令和2年6月23日(火)当日消印有効

郵送受付のみ

※ 新型コロナウイルス感染症予防のため、
郵送受付に御理解・御協力をお願いいたします。

申請方法

<郵送先> 〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室
「京都市伝統産業つくり手支援事業補助金」事務局 宛て
※詳しくは、以下の「申請書ホームページ」から御確認ください。

申請書

[ホームページ](https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000270636.html)からダウンロードいただくか、事務局までお越しく下さい。
URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000270636.html>
🔍 **京都市伝統産業つくり手支援事業補助金** で検索！



お問い合わせ先

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室
京都市伝統産業つくり手支援事業補助金」事務局
TEL：075-222-3337 FAX：075-222-3337
毎日9:00～17:00（土・日休）

詳細は裏面へ👉



Q & A 京都市伝統産業つくり手支援事業補助金

Q1 この補助金はどのような経費に使えますか？

補助金の交付対象となる事業や経費は、原材料費、製作・改良・加工料、技能の承継者等の技術料（個人・グループ向けのみ）等です。

具体的な事業の例は、次のとおりです。

- 具体例** (1) 新型コロナウイルス感染症からの需要回復期に実施される見本市等に出展する商品の製造
- 具体例** (2) 京都市ふるさと納税返礼品等の記念品の製造
- 具体例** (3) 伝統産業の技術や最先端の技術を活用した製品の製造
- 具体例** (4) 京ものユースコンペティションへ応募するための作品の製造

Q2 補助対象とならない経費はありますか？

本補助金は、製品の製造に直接かかわる費用のみを対象としておりますので、以下の費用は対象としていません。

製作した製品を周知するための広報費用、展示会等への出展費、webサイト構築費等

Q3 補助金は先着順ですか？

この補助金は先着順ではありません。

受付期間終了後、補助申請の総額が予算の上限を超えた場合は、審査を行い補助金額を決定します。

Q4 既実施した事業や購入した原材料についても申請可能ですか？

新型コロナウイルス感染症からの需要回復期の販路拡大を目指して取組む新商品等開発事業となりますので、既実施されている事業や原材料については、申請いただけません。

Q5 補助金はいつ受け取れますか？

補助金の予定額は、6月末から7月初旬を目途に郵送でお知らせします。その後、事業完了後にご提出いただく、実施状況の写真やサンプル、領収書等を添付した実績報告書を確認後、補助金額を確定し、速やかにお支払いします。

なお、事業が完了する前でも、一部経費の支払いが可能です。

事業の完了には、新商品を完成させる必要がありますので、ご注意ください。

Q6 他の補助金を受けていても重複して申請できますか？

本市の他の補助金の交付を受ける(受けた)方についても申請可能ですが、今回申請される事業と内容で申請される場合、本補助金との合計額が事業費の総額を超えて受けることはできません。国や他の行政機関から補助金を受ける(受けた)場合にも同様です。